

2 福祉事業の実施に関する規程（昭和47年基金規程第4号）の一部改正

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）が「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に改められたことに伴い、福祉事業の実施に関する規程の一部を次のとおり改正しました。

(1) 改正内容

第4条第5項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条第2項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の額の基準（当該基準に掲げられていない補装具については、）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百23号）第76条第2項の規定による補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案した基準（この基準によることができないときは、）」に改める。

(2) 適用日

この改正は、平成30年4月1日から適用すること。

3 福祉事業等の取扱いについて（平成2年3月14日消基発第119号）の一部改正

上記2と同様の理由で、福祉事業等の取扱いについての一部を次のとおり改正しました。

(1) 改正内容

第1の2の(9)中「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」を「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に改め、「義肢等補装具支給要綱の制定について」を「義肢等補装具の支給について」に改め、「義肢等補装具支給要綱」を「義肢等補装具費支給要綱」に改める。

(2) 適用日

この改正は平成30年4月1日以後に発生した事由について適用し、適用日前に発生した事由については、なお従前の例によることとする。